

## 香川県共同募金会共同募金委員会規程

### (設 置)

第1条 社会福祉法人香川県共同募金会（以下「本会」という。）は、定款第40条の規定に基づいて、市町の区域に地域福祉を推進するため住民参加を基調とした共同募金委員会を置く。

2 共同募金委員会の区域内に、共同募金委員会の下部組織として地区共同募金委員会を置くことができる。

3 地区共同募金委員会の区域内に、学区等の区域を単位とする学区共同募金委員会を設けることができる。

### (名 称)

第2条 共同募金委員会は、〇〇市・町共同募金委員会と称する。

### (目 的)

第3条 共同募金委員会は、本会の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、この会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的とする。

### (事 業)

第4条 共同募金委員会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

(1) 募金活動の実施

(2) 共同募金ボランティアへの協力要請、登録、研修及び活動の企画・実践

(3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成

(4) 地域福祉に係わる資金需要の把握及び助成申請の周知と受付

(5) 助成申請団体の審査及び助成業務とその評価

(6) 社会福祉協議会との連携

(7) 助成を受ける団体等からの相談への対応

(8) 歳末たすけあい運動の推進

(9) 関係組織との連絡調整

(10) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事業

2 共同募金委員会は、本会が定める期限までに、区域内における募金計画、助成計画及び募金を行う際の募金活動案等をまとめた共同募金推進計画を策定し、本会に提出する。なお、策定に当たっては、区域内の地域福祉活動計画との連動を図るものとする。

3 共同募金委員会は、募金と助成に関して、幅広く住民や団体の参加を呼びかけ、住民の共同募金運動に対する理解と共感を高めるために共同募金推進会議を開催することができる。

### (役 員)

第5条 共同募金委員会に、次の役員をおく。

運営委員

監 事

### (代表者)

第6条 共同募金委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、この会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、共同募金委員会の運営委員会において選任し、本会の会長が委嘱する。
- 5 共同募金委員会の下部組織として設置した地区共同募金委員会又は学区共同募金委員会の会長及び副会長は、共同募金委員会の会長が委嘱する。

(運営委員)

第7条 運営委員は、運営委員会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

- 2 会長及び副会長以外の運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。

(監事)

第8条 監事は、共同募金委員会の業務を監査して運営委員会に報告する。

(審査委員会)

第9条 共同募金委員会に助成計画の策定や共同募金の助成の審査を行うことを目的として、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、審査委員により組織する。
- 3 審査委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(専門委員会)

第10条 共同募金委員会に、専門事項の協議を行うことを目的として、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、専門委員により組織する。
- 3 専門委員会の委員は、運営委員会で選任し会長が委嘱する。
- 4 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第11条 共同募金委員会の会計規程については、本会経理規程に基づくものとする。

(経費)

第12条 共同募金委員会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第13条 共同募金委員会の事務を処理するため事務局を置く。

(会則)

第14条 共同募金委員会は、本会が定める共同募金委員会モデル会則に基づき、それぞれ会則を制定するものとする。

- 2 次の事項は、会則をもって規定する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 会長、副会長、運営委員、監事の定数及び任期
- (4) 運営委員会の招集、議長及び定足数

- 3 会則の制定または改正にあたっては、運営委員会の議決を経て、本会の会長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(共同募金委員会についての経過措置)

2 平成23年4月1日において共同募金委員会の設置がなされない市町支会については、平成25年3月31日までの間、改正後の規程第4条第2項の規定を除き、従前の規定を適用することができる。

(共同募金推進計画の策定に関する特例)

3 共同募金推進計画の策定に関する改正後の規程第4条第2項の規定は、平成24年度に実施する募金から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。